

## 人権教育・啓発方針 総論部分素案（事項別）

## 【人権とは】

人権とは、人間の尊厳に基づき、世界中の全ての人が生まれながらに持っている、「人間が人間らしく生きる権利」であり、「生命と自由を確保し、幸せに生きるために欠くことのできない権利」である。

何らの義務履行を前提とすることなく、全ての人に、始めから内在するものであり、公権力によっても、市民相互によっても、決して侵されてはならないものである。

そして、一人ひとりが、ありのままに個人として尊重され、差別されることなく、安心して、自由に生きることができる権利である。

## 《参考》

日本国憲法では、公権力が人権を侵してはならないことと、個人の尊重の原理を次のように定めている。

## ○「人権の不可侵」

⇒ 日本国憲法第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

## ○「個人の尊重」

⇒ 日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## 【人権の尊重とは】

人権の尊重とは、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方や考え方の違いを認め、相互に助け支え合い、互いに尊重し合うことである。そして、人権が尊重された社会とは、この人権尊重の理念が、広く社会に定着し、人々の日常生活の中で、自然に態度や行動に表れる社会である。

一人ひとりが、自己の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、他者の人権を侵すことなく人権を行使することにより、全ての人の人権が共に尊重される。この「人権の共存」の実現が、人権尊重の実現である。

## 【人権教育・啓発の定義】

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を言い（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育、社会教育及び家庭教育を通じて推進される教育活動である。

人権啓発とは、「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を言い（人権教育・啓発推進法第2条）、広く市民に、人権尊重の理念の普及、人権意識の向上を目的として行われる研修、情報提供、広報活動等で、人権教育を含まないものである。

## 【基本理念】

- 人権は一人ひとりが等しく持つものであり、自分に関わる大切なものであることを、市民の誰もが理解し、自己と他者の人権を、共に大切にできる、人権尊重のまちづくりを目指す。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性自認・性的指向等の違いを認め合い、包み込む、多様性豊かな地域社会の中で、全ての人の人権が等しく守られ、市民がつながり支え合い、誰も取り残さず、共に生きる、共生のまちづくりを目指す。
- 人権問題は侵害された人、侵害した人だけの問題でなく、それを引き起こす社会環境を作っている全ての構成員の問題である。そのことを、市民一人ひとりが認識し、今を生きる世代の責任において、将来にわたり、心豊かで誰もが生きやすいまちを、全ての市民で次の世代に引き継いでいく、人権のまちづくりを目指す。
- 人権教育・啓発は、市民と共に推進する。
- 全ての施策の立案・実施において、人権尊重の理念を反映させる。

## 【人権教育・啓発の基本的視点】

### (1) 偏見や差別に気づき、態度や言動に表せるための学びの促進

人権を学ぶことの意義は、偏見に出会ったときや自らの人権が侵害されたとき、侵害されている人に出会ったときなどに、誰もが当たり前におかしいと言えるようになることである。

自分の心の中や社会に生じた偏見や差別の小さな芽にいち早く気づき、それを自然に態度や言動に表すことができることは、自己や他者の人権を守るため、重要なことである。あらゆる年代の幅広い市民が、気づきを行動変容につなげることができるよう、対象者に応じた教育・啓発を推進する。

### (2) 当事者意識の醸成と、身近な人権問題の共有の促進

人権は、自分を含め全ての人に関わるものであり、人権問題は、ごく身近に様々な形で存在し、意識せず自分も関わっているものである。しかし、多くの方は、自分が差別をしておらず、されてもいないという認識から、人権問題は、自分の問題であると気付かないでいる。

市民が、人権や人権問題を、自分のことであると実感をもって理解でき、人権問題を自分が関わっている問題であると認識できることにより、地域社会において、市民同士が気づき合い、支え助け合うことができる。人権の普遍的な理念や身近な人権問題について、広く市民に様々な方法でわかりやすく伝える教育・啓発を、市民と共に推進する。

### (3) 複合的人権課題への認識

人権課題が複雑・多様化する中で、障がい、高齢、外国人その他の人権課題を複合的に抱える人がいることと、その困難を、市民や職員が認識することは、重要である。また、その解決についても、複合的な視点を要する。

個別の人権課題の共有に加え、複合的な人権課題の存在、問題の内容を、適切な対象と機会を捉えて、市民に伝えるとともに、職員が十分に認識して施策を行えるよう、教育・啓発を推進する。

### (4) 家庭教育の重要性の認識と、発達段階、ライフステージ等を踏まえた効果的な教育・啓発の推進

家庭は、「全ての教育の出発点」と言われ、特に、親やその他の家族の人権意識

のありようは、子どもの人権意識の形成に大きな影響を与える。家庭教育の重要性の認識を広く市民に浸透させるとともに、家庭教育の主体となる親等の保護者に対し、気づきや、正しい人権意識・態度が具わるよう、啓発や学びの機会の提供等により、家庭における人権教育を支援する。

また、人権教育・啓発は、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象とすることから、対象者の発達段階やライフステージ、年代的特徴を踏まえ、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場所と機会を通じて推進する必要がある。

その際には、「命の大切さ」、「個人の尊重」などの人権の普遍的な視点と、女性、子どもなどの具体的な人権課題に即した個別的な視点の、二つの視点が、相まって人権尊重への理解に効果をもたらすよう配慮する。

## (5) 命の大切さの実感と自尊感情の育成

命を大切にすることは、命のかけがえの無さに気づき、命のあるものを尊ぶことであり、人権尊重の基本である。

一方、いじめや虐待など命をも脅かす人権侵害や、大人から子どもに至るまで、人間関係等を苦しめた自殺が全国で後を絶たない。命の尊厳を人権教育・啓発推進の基盤に据え、命の大切さを実感できる教育・啓発が必要である。

特に、現代の子どもたちは、生活体験の中で生と死の意味や命のかけがえの無さを実感することが少ない。友だちとの関わりや動植物、自然とのふれあいなどの教育活動全体の中で様々な体験を通して命の大切さを実感し、自他の命を共に尊重できる心を育む。また、大人も、命の大切さに関する感性を磨くよう啓発する。

また、人は生まれながらにして無二の個性や能力を持っており、そのありのままの自分を肯定的に受け入れ、自分自身をかけがえの無い存在であると思える気持ちが自尊感情である。自尊感情は、生きていく上で重要な感情の一つであり、自他の人権を尊重する意識の基本でもある。

自尊感情は、子どもの頃から育てることが大切である。発達段階を踏まえた体験活動や家庭での様々な体験を通して、最後までやり遂げたという達成感や、自分もやればできるという自己肯定感を味わえるよう、自尊感情を育む。また、大人も、その人らしく生きるため、生涯にわたって自己肯定感を持つことが大切であること、それが他者の個性や人権を大切にすることにつながることを啓発する。

## (6) 自主性の尊重と中立性の確保

人権は、「思いやり」や「優しさ」などの心のあり方の問題ではないが、人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心に問いかけるものであるため、考え方を押し付けず、市民が自ら考え、気づくことができる機会となるよう、十分留意する必要がある。人権問題や人権教育・啓発のあり方については、多様な意見や考え方があるこ

とを踏まえ、自由な意見交換ができる環境づくりに努める。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容や実施方法等において、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

これらを踏まえ、人権教育・啓発に関わる活動の実施に当たっては、市民の自主性や、行政の中立性の確保に十分留意する必要がある。

## 【人権教育・啓発の基本的な方策】

### (1) 市民に届く啓発の推進

啓発は、届けるべき人に届くよう、行う。

市民の立場や状況は様々であることを念頭に、対象に応じ、届きやすくわかりやすい内容や手法等を勘案して、あらゆる場と機会を通じて行う。

#### ○ 潜在的な被害者

何らかの人権問題を抱え、生きづらさを感じたり、悩みを抱えている人の中には、それが人権の問題だと気付くことができないでいる人や、気づいていても自分の権利を主張することを抑制してしまう人もある。そのような状態の人が、問題の所在に気付き、おかしいと声を上げ、又は相談等の支援につながるることができる啓発を行う。

#### ○ 人権意識の高い人

人権に関心がある人や人権活動に関わる人は、一定の人権意識や知識を持っているが、人権問題が多様化・複雑化する中では、人権意識の高い人でさえ、知らずと人権侵害を起こすことがあり得るものである。人権意識の高い人は、その言動や活動で周囲に影響を与え得る人でもあるため、人権意識や知識の研鑽の機会となるよう、啓発や学習の機会の提供を行う。

#### ○ 地域や職場などにおけるキーパーソン

人権意識は、現実の日常・社会生活の中で、周囲の人の態度、言動による影響を受けやすい。そのため、地域や職場などで影響力を持ち、又は広く発信力のある、経営者や管理職、議員、地域団体の代表など、人権推進のキーパーソンとなる人が、人権に関する知識を更に深め、態度や言動に移すことで、周囲の人の意識・行動に波及させることができるよう、人権問題の現状や新たな課題など、立場に応じ有用な情報の提供等を行う。

#### ○ 人権に関心のない人、自分の周りの人権問題に気付いていない人

人権に関心のない人や、自分の周りの人権問題に気付いていない人は、多くの場合、人権問題において直接の加害者でも被害者でもないが、そのようなマジョリティである人々の人権意識の向上が、市民全体の意識の向上につながり、人権が尊重されるまちの実現につながる。幅広い市民が、人権や身近な人権問題を知り、気づくことができる啓発を行う。

### (2) 人権擁護につながる人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を行うときには、併せて人権擁護に関する知識を市民が習得できるようにする。

多くの人は、人権が脅かされた経験がない。人権教育・啓発は、そのような多くの市民に対し、人権に関する意識・精神の涵養や理念の普及を行うものであり、これによって、人権問題が起こったときに、それが問題だと認識することができる。

しかし、その知識だけでは、実際に人権侵害があったとき、問題を抱えた人に出会ったときに、どうしてよいかわからない。侵害を受けた人やそれに気付いた人が声をあげるには、その対処に係る具体的な知識を知っていることが重要であり、そこから、人権擁護・人権救済につながっていくことができる。

そのため、人権教育・啓発を行うときは、その内容と相まって、相談先や利用できるサービスその他の対処法など、人権擁護・救済に関する具体的な知識を併せて提供する。

### **(3) 地域における共助の促進**

これまで、市民と共に人権尊重のまちづくりを推進するため、市民と連携して人権教育・啓発を推進してきた。

更に人権尊重のまちづくりを推進するため、人権問題を抱える人を身近な立場で市民が支援し支え合う共助が促進されるよう、地域における人材育成等を推進する。

### **(4) 職員の人権意識・知識の更なる向上**

市の職員は、公権力の行使をはじめ、市民と窓口や事業実施等の様々な場面で関わるため、とりわけ高い人権意識が必要である。また、その人権意識が生かされ問題意識が共有される、風通しのよい組織であるためには、管理職の人権意識の高さが求められる。

本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するとともに、市民対応における人権的配慮を向上させるため、職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深めることが必要である。全ての職員の人権研修を、役職、職務等に応じ、体系的かつ継続的に行い、職員の人権意識や知識の更なる向上を図る。



## 【人権擁護に関する基本的な方策】

### (1) 市民に身近な人権相談へ

人権問題等で困った場合の公的な人権相談機関への相談の割合は、家族、友人等への相談の割合に比べ、全国的にも本市においても、相当に低く、誰にも相談せず、我慢をする人の割合も多い（次ページ図を参照）。相談助言や支援が必要でありながら、誰にも相談できないでいる人の受け皿として、公的機関の人権に関する相談窓口を、もっと市民に身近で相談しやすいものとする必要がある。

相談窓口の所在等の単純な周知だけでなく、市民が誰でも、何が相談できるのか、そこに行けば、誰がどのように聴いてくれるのか、どのような支援をしてくれるのか、必要な場合どこまで他の支援につないでくれるのかが、平素からわかるように周知を行う。

### (2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ

施策分野ごと、人権課題ごとに、相談窓口は様々に用意されているが、これらに跨る複合的な課題を持つ人がいる。その解決が、人権擁護の視点から、円滑かつ適切に行われるよう、各相談窓口や関連施策において人権擁護の視点を浸透させるとともに、人権擁護の視点からのコーディネートを図り、分野を横断した必要な連携を推進する。

また、相談員や相談に関わる職員が、相談者の抱える複合的課題に気付き、適切な支援につなげることができるよう、相談や窓口対応のスキルの更なる向上を図る。

### (3) 相談につながる居場所づくりの促進

公的機関への相談は多くの市民にとって非日常的であり、特に、人権相談は、時間、場所等の制約があることも多い。

一方、少子高齢化、核家族化、未婚化などのほか、都市化の進展等を背景に、人と人とのつながりが希薄化する中、行政や民間団体等において、様々な形で、「居場所づくり」の試みが行われている。人権問題を抱え相談に踏み出せないでいる人が、多様な市民が気軽に集える居場所を訪れ、気軽な交流の中で、信頼できる他者と出会い、悩みを話し、又は支援先を知ることができれば、日常生活の中で、人権問題への解決の糸口をつかむことができる。

市民同士が人と人とのつながりの中で支え助け合い、必要に応じ相談支援先へとつながれるよう、行政や民間団体等による居場所づくりに、人権の視点を取り入れられるよう促進する。

#### (4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

公的機関への相談は、市民には勇気が必要なものであり、そのため、広く人権にも関わる分野の相談員や相談に関わる職員が、市民の相談への躊躇や、相談の背景にある不安を受け止め、支えて、市民が安心して相談に訪れることができるよう、相談に関わる職員の人権意識、対応技術の向上を図る。

また、人権問題は、性の多様性、ジェンダー、外国人問題など、その対応、解決に専門性を要求されるものも多いことから、人権相談に係る相談員を始め、人権課題が内包され得る各種相談に係る相談員についても、人権意識の更なる向上を図る。

\* 人権問題等で困った場合の相談機関等への相談の割合  
(調査結果の図を挿入予定)